



(有添付物)
国海査第 295 号の 3
平成 28 年 9 月 8 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 岩本 泉



有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部改正について(通知)

今般、別紙のとおり有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部を改正しましたので、お知らせ致します。



平成 28 年 9 月 8 日
海事局検査測度課

「有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領」の改正のポイント

1.改正の概要

改正点①施行前試験合格証明書の返納規定の設定（第 2 章、3.4.1、4.3.1 関連）

（変更前）施行前試験合格証明書の返納に係る規定がなかった。

（変更後）相当指定書が交付される場合には、施行前試験合格証明書を返納させる規定を追加した。

改正点②その他所要の改正（3.1、4.1 関連）

（1）申請書の記載事項の明確化

（変更前）申請書中の名称欄には、「有害水バラスト処理設備」と記載することとされていた。

（変更後）備考欄には、活性物質の使用の有無を記入することとし、また、設備の名称欄には、これまでの「有害水バラスト処理設備」ではなく、設備の製品名を記載することとする。

（2）提出書類リストの明確化（3.1.1、附属書 2 関連）

（変更前）均一性確認検査で必要となる書類が具体的規定されていなかった。

（変更後）必要となる書類を具体的に明記した。構成品の一部に外注品を用いる場合の提出書類を明確化し、併せて、実地審査におけるチェック項目を一部見直した。

2.今後のスケジュール

公布：平成 28 年 9 月 8 日

施行：平成 28 年 9 月 8 日